



しあわせ信州

## 大北森林組合等に対して交付した森林造成事業補助金の交付決定を取り消し、その返還を求めました（第 2 回）

平成 27 年 8 月 7 日に決定した「大北森林組合の補助金不適正受給を踏まえた今後の対応方針」に基づき、大北森林組合等に対して交付した森林造成事業補助金（以下「補助金」といいます。）の交付決定の一部を取り消し、54 件、金 80,632,100 円を 11 月 12 日（木）までに返還するよう、本日命じました。

### 1 大北森林組合

#### (1) 補助金交付決定の一部取消及び返還請求の概要

平成 22 年 10 月 27 日付けで行った補助金交付決定及び同日以降に行った平成 22 年度補助金交付決定のうち精査が完了したものについて取り消し、次表のとおり 51 件、金 75,894,400 円の返還請求を行いました。

詳細については、別紙のとおりです。

区 分		検証委員会が不適正とした案件 (A)	交付決定を取消し、返還を求める案件 (B)	備 考
森 林 作業道	件 数	24 件	24 件	一部返還請求が 1 件（請求しない額 31,200 円）あるため、(A) と (B) の金額は一致しない。
	補助金額	27,148,500 円	27,117,300 円	
間伐等	件 数	55 件	27 件	(A) と (B) の差 28 件、金 23,455,600 円は不用萌芽除去（大北ルール）であり、返還請求しない。
	補助金額	72,232,700 円	48,777,100 円	
計	件 数	79 件 (28 件)	51 件 (10 件)	
	補助金額	99,381,200 円 (17,855,100 円)	75,894,400 円 (7,295,100 円)	

\* 「計」の下段の（ ）内数値は、平成 22 年 10 月 27 日付けで行った補助金交付決定分

#### (2) 補助金交付決定の一部取消及び返還請求の考え方

- ・ 森林作業道については、未施工 17 件、適用単価不適合 7 件の補助金交付決定を取り消し、適用単価不適合のうち 1 件は適正単価に基づく補助金額との差額を、その他 23 件は全額の返還を求めることとしました。
- ・ 間伐等については、未施工 15 件、整理伐等の要件不適合 12 件の補助金交付決定を取り消し、全額の返還を求めることとしました。
- ・ 間伐等のうち、いわゆる「大北ルール」に基づく「不用萌芽除去」28 件については返還を求めないこととしました。

## 2 大北森林組合以外の北安曇地方事務所管内の他の事業体

### (1) 補助金交付決定の一部取消及び返還請求の概要

平成 22 年 10 月 27 日以降に行った平成 22 年度補助金交付決定について精査した結果、平成 22 年 10 月 27 日付けでひふみ林業有限会社（池田町）に対して行った補助金交付決定の一部を取り消し、次表のとおり 3 件、金 4,737,700 円の返還請求を行いました。

詳細については、別紙のとおりです。

区 分		コンプライアンス推進・フォローアップ委員会が不適正とした案件 (A)	交付決定を取消し返還を求める案件 (B)	備 考
間伐等	件 数	4 件	3 件	一部返還請求が 2 件（請求しない額 3,003,000 円）、大北ルールに基づく不用萌芽除去のため返還を求めないもの 1 件（ひふみ林業(有)以外の事業体からの申請、請求しない額 414,600 円）があるため、(A)と(B)の金額は一致しない。
	補助金額	8,155,300 円	4,737,700 円	

### (2) 補助金交付決定の一部取消及び返還請求の考え方

- ・ 重複 1 件の補助金交付決定を取り消し、全額の返還を求めることとしました。
- ・ 除地を含む申請 2 件については、いわゆる「大北ルール」に基づく「不用萌芽除去」に該当するため返還を求めませんが、申請から除くべき林地以外の区域（除地）を含んでいるため、当該部分については補助金交付決定を取り消し、返還を求めることとしました。

(注) 間伐等のうち、いわゆる「大北ルール」に基づく「不用萌芽除去」については、補助対象事業の実施要件には適合しないものの、当時の北安曇地方事務所林務課の指導に沿って行ったものであり、やむを得ない施業だったと評価できることから、返還を求めないこととしています。詳しくは、8 月 14 日付け林務部プレスリリース（第 1 回返還請求関係）を参照してください。

## しあわせ信州創造プラン（長野県総合 5 か年計画）推進中

北安曇地方事務所林務課  
 (課 長) 加藤 邦武  
 (課長補佐) 松村 正 (担 当) 中島 治  
 TEL 0261-23-6519 (直通)  
 0261-22-5111 (代表) 内線2213、2211  
 FAX 0261-23-6565  
 E-mail hokuan-rimmu@pref.nagano.lg.jp

林務部  
 (林務参事) 久保田 俊一  
 森林づくり推進課  
 (課 長) 前島 啓伸 (担 当) 青木 竜一郎  
 TEL 026-235-7270 (直通)  
 026-232-0111 (代表) 内線3251、3255  
 FAX 026-234-0330  
 E-mail rinsei@pref.nagano.lg.jp

## 大北森林組合に対する補助金返還請求の内訳

(件数:件、金額:円)

区分	不適正受給の内容	補助金の交付決定の内容					返還請求の内容				備考
		件数	事業地	国費	県費	計	件数	国費	県費	計	
森林作業道	未施工	17	大町市 8件 池田町 2件 松川村 2件 白馬村 5件	11,245,500	4,188,600	15,434,100	17	11,245,500	4,188,600	15,434,100	全額返還請求
	適用単価 不適合	7	大町市 3件 松川村 2件 白馬村 2件	8,535,000	3,179,400	11,714,400	7	8,512,200	3,171,000	11,683,200	6件:全額返還請求 1件:適用単価との差額分を返還請求
	計	24	—	19,780,500	7,368,000	27,148,500	24	19,757,700	7,359,600	27,117,300	
間伐等	未施工	15	大町市 5件 池田町 10件	18,123,500	10,604,800	28,728,300	15	18,123,500	10,604,800	28,728,300	全額返還請求
	要件不適合 (伐採率不足等)	8	大町市 3件 池田町 5件	13,838,400	5,953,700	19,792,100	8	13,838,400	5,953,700	19,792,100	全額返還請求
	要件不適合 (不用萌芽除去)	4	大町市 4件	187,200	69,500	256,700	4	187,200	69,500	256,700	不用萌芽除去でも大北ルールでもない作業内容であることから全額返還請求する
	要件不適合 (大北ルール・不用萌芽除去)	28	大町市 18件 池田町 4件 松川村 2件 白馬村 4件	17,091,300	6,364,300	23,455,600	0	0	0	0	大北ルールに該当するため、返還請求しない
	計	55	—	49,240,400	22,992,300	72,232,700	27	32,149,100	16,628,000	48,777,100	
合計	79	—	69,020,900	30,360,300	99,381,200	51	51,906,800	23,987,600	75,894,400		

(注) 不適正受給の内容に複数合致する案件については、主たる内容に基づき分類している。

## ひふみ林業(有)に対する補助金返還請求の内訳

(件数:件、金額:円)

区分	不適正受給の内容	補助金の交付決定の内容					返還請求の内容				備考
		件数	事業地	国費	県費	計	件数	国費	県費	計	
間伐等	重複	1	大町市 1件	3,137,100	1,168,700	4,305,800	1	3,137,100	1,168,700	4,305,800	全額返還請求
	除地を含む申請※	2	大町市 2件	2,502,600	932,300	3,434,900	2	314,700	117,200	431,900	大北ルールに該当するため返還請求しないが、除地を含んでいるため、当該部分については返還請求
	計	3	—	5,639,700	2,101,000	7,740,700	3	3,451,800	1,285,900	4,737,700	
合計	3	—	5,639,700	2,101,000	7,740,700	3	3,451,800	1,285,900	4,737,700		

※ 申請から除くべき林地以外の農地等を含んだ申請